

議案第101号

勝山市育英基金条例の一部改正について

勝山市育英基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

事業の種類を追加及び4本の各基金条例を1本化するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市育英基金条例の一部を改正する条例

勝山市育英基金条例(昭和39年勝山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>奨学資金の貸付に関する</u> _____ 事務を円滑かつ効率的に行うため、勝山市育英基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>_____ 寄附金及び</u> <u>一般会計よりの繰出金9,535,146円</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <b>勝山市の育英事業の推進を図り、育英事業</b>事務を円滑かつ効率的に行うため、勝山市育英基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p><b>(事業の種類)</b></p> <p>第2条 <b>育英事業の種類は、次に掲げるものとする。</b></p> <p>(1) <b>貸付型奨学金</b></p> <p>(2) <b>給付型奨学金</b></p> <p>(3) <b>利子補給金</b></p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、<u>次の各号に掲げる額</u> <u>_____</u>とする。</p> <p>(1) <b>次に定める寄附金</b></p>

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(基金の運用)

**第3条** (略)

(繰替運用)

**第4条** (略)

(新設)

寄附年月日	寄附者等	寄附の額
昭和52年1月25日	多田清氏	200,000,000円
平成25年6月28日	特例財団法人北陸育英 会	34,500,000円
昭和39年4月1日	寄附金及び一般会計の 繰出金	9,535,146円
昭和39年4月1日	松文産業株式会社	1,000,000円

(2) 基金の運用から生ずる収益の額

(3) 前2号に定めるものほか、予算で定める額

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金を取り崩すことができる。

3 前2項の規定により、積立て又は取崩しが行われたときは、基金の額は相当額増減する。

(管理)

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用)

**第5条** (略)

(繰替運用)

**第6条** (略)

(処分)

**第7条** 市長は、育英事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、

(委任)

**第5条** (略)

基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第8条** (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(松文育英基金条例の廃止)

- 2 松文育英基金条例(昭和39年勝山市条例第29号)は、廃止する。

(多田育英基金条例の廃止)

- 3 多田育英基金条例(昭和52年勝山市条例第3号)は、廃止する。

(北陸育英会育英基金条例の廃止)

- 4 北陸育英会育英基金条例(平成25年勝山市条例第3号)は、廃止する。

(勝山市育英資金特別会計条例の一部改正)

- 5 勝山市育英資金特別会計条例(昭和52年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「育英資金貸付事業」を「育英資金事業」に改める。

第2条中「多田育英基金及び基金」を「勝山市育英基金」に、「松文育英基金貸付金償還金」を「貸付金償還金」に改め、「勝山市育英基金貸付金償還金」を削る。